

藍住町町民体育館使用料

使 用 区 分			1時間当たりの使用料	
アリーナ	全 面 使 用	アマチュアスポーツに使用する場合	2,500円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	5,000円	
	部 分 使 用	アマチュアスポーツに使用する場合	床面の3分の1以下を使用する場合	900円
			床面の3分の1を超え、2分の1以下を使用する場合	1,300円
			床面の2分の1を超え、3分の2以下を使用する場合	1,700円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	床面の3分の1以下を使用する場合	1,800円
			床面の3分の1を超え、2分の1以下を使用する場合	2,600円
			床面の2分の1を超え、3分の2以下を使用する場合	3,400円
会 議 室		アマチュアスポーツに使用する場合	500円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1,000円	
研 修 室		アマチュアスポーツに使用する場合	500円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1000円	
使 用 区 分			1 回 の 使 用 料	
トレーニングルーム			200円	
アリーナ	全室使用(電光掲示板、放送・記録室、選手控室、ミーティング兼役員室)	アマチュアスポーツに使用する場合(冷暖房設備使用なし)	50,000円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合(冷暖房設備使用なし)	100,000円	

- 使用時間の1時間とは、1時間未満の場合も1時間とする。また、使用時間には、準備・後かたづけに要する時間を含むものとする。
- 冷暖房設備を使用する場合は、アリーナにあっては、1回(7時間まで)の使用につき、12,000円を加算するものとし、その後、1時間(使用時間の1時間とは、1時間未満の場合も1時間とする。)を増すごとに1,000円を再加算するものとする。また、会議室及び研修室にあっては、当該使用区分に係る基本使用料の20%の額を加算する。
- 町外居住者が使用する場合は、当該使用区分の50%増とする。
- 使用者が入場料を徴収する場合の使用料は、その徴収する額が1,500円以上の場合は、当該使用区分に係る基本使用料の200%の額を、また1,500円未満の場合は、100%の額をそれぞれ加算する。
- 使用納付額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。